

(仮称) 第六次甲府市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本市では、総合的・計画的に市政運営を進めるための指針として昭和 45 年に「甲府市総合計画」を策定して以来、五次にわたり総合計画を策定してきました。

現行の「第五次甲府市総合計画」は、市民とともに実現を目指す本市の将来の姿として、「人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府」を都市像に掲げ、その実現のため「住んでよかった」「来てよかった」と思えるまちづくりに向けて諸施策を推進するよう平成 18 年 6 月に策定したものであり、平成 27 年度に目標年度を迎えます。

この間、社会経済環境は、人口減少・少子高齢社会や経済のグローバル化へと変化し、こうしたことは、都市の活力の維持や安定的な行政サービスの提供への支障など、市民生活に大きな影響を及ぼすものと考えられています。

また、自然災害に対する備えなど暮らしの安全・安心対策や持続可能な社会の形成に向けた地球環境問題への対応など積極的な取組が求められています。

このような中で、本市を取り巻く環境は、リニア中央新幹線新駅の設置、中部横断自動車道や新山梨環状道路の整備などの大規模なプロジェクトが進められており、本市においても、都市基盤整備はもとより、新たな魅力や活力を創出し今後の発展へとつながり得る大きな変化を迎えようとしています。

また、地方分権の一層の進展、更には、地方自治制度改正に伴う新たな広域連携の制度等への対応についても視野に入れていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市が目指す将来の姿とそれを実現するための目標を明らかにし、環境変化に的確に対応しながら計画的に施策の推進を行うため、市政運営の指針として、(仮称) 第六次甲府市総合計画を策定します。

2 策定根拠

甲府市自治基本条例第 22 条に基づき策定します。

第 22 条 市は、総合的で計画的な市政の運営を図るため、市議会の議決を経て、まちづくりの指針となる基本構想を定めます。

2 市は、基本構想の実現を図るための計画を定めます。

3 計画の名称

計画の名称は、(仮称)第六次甲府市総合計画とします。

4 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第五次甲府市総合計画と同様に「基本構想」・「実施計画」により構成し、成果が適正に評価でき環境変化に適切に対応し得る実効性のある、かつ、わかりやすい計画の策定を目指します。

- ① 「基本構想」は、本市の将来像となる都市像と基本目標、その実現のための基本的な施策の大綱を定めるものとします。
- ② 「実施計画」は、基本構想に基づき実施する各種施策と施策ごとの事務事業の具体的な計画を示すものとします。

(2) 計画の期間

- ① 「基本構想」は、平成28年度(2016年度)を初年度とし、10年後の平成37年度(2025年度)を目標年度とします。
- ② 「実施計画」は、平成28年度(2016年度)を初年度とし、計画期間3か年とします。また、毎年度、ローリング方式により見直します。

5 市民参画

(1) 市民会議(ワークショップ等)

市民の視点からまちづくりに対する意見を聴取します。

(2) 市民意向調査(アンケート等)

広範な市民の意向等を調査・把握します。

(3) 小中学生からの作文、絵画等の募集

本市の将来像について、小中学生から作文や絵画等を募集します。

(4) パブリックコメント

基本構想(案)について、市民から意見を求めます。

6 計画策定の体制

(1) 総合計画審議会

甲府市総合計画審議会条例に基づき、総合計画についての調査及び審議のため、学識経験者、市議会の議員、関係行政機関の職員で構成する総合計画審議会を設置します。

(2) 総合計画策定委員会

総合計画案の調査、審議及び総合調整を行うとともに、全庁的な取組によって職員の意識の向上と情報の共有化を図るため、総合計画策定委員会を設置します。

7 計画の推進方法

本市が目指す将来の姿の実現に向けて計画的に施策の推進を行うため、現在実施している評価手法の改善を図る中で、計画を推進するマネジメントの仕組みを構築します。

8 策定スケジュール

